⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から３の⑴において、平成26年12月27日から平成27年１月４日までの間、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時までの間に交付する。

なお、電子メールにて入札説明書の送付を希望する場合は、件名、会社名、全省庁統一資格の登録番号（申請中の場合は記載不要）、担当者名及び電話番号を記入のうえ、keiyaku@jeed.or.jpあて送信すること。

⑶　入札書及び企画提案書等の受領期限　平成27年２月12日16時00分

⑷　開札の日時及び場所　平成27年３月11日15時00分　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　高度職業能力開発促進センター５階501会議室

４　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　入札参加者から提出された企画提案書の評価を行い、企画提案に係る技術点と入札価格に係る価格点の合計による総合点が最も高い点数の者であって、その者の入札価格が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内である場合に、落札決定とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masafumi Maruoka, Executive Director of Accounting Department, Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

⑵　Classification of the Products to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Supply, employment, and maintenance business of home page CMS of Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers 1 set.

⑷　Fulfillment place : As described in the specification

⑸　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③　have Grade A or B “Service” (Service of kinds of “Information processing” or “Software development”) in terms of the qualification for participating in tenders specified by Single qualification for every ministry and agency (in fiscal year 2013—2015)

④　The stop of Qualification for participating in competition is not received from the Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers by 12 February, 2015

⑤　meet the qualification requirements which may be specified the Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers in charge of disbursement of the procuring entity

⑹　Time limit for tender : 16 : 00, 12 February, 2015

⑺　Contact point for the notice : The Contract Division, Accounting Department, Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers, 3—1—2, Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba 261—8558 Japan. TEL 043—213—6438

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年12月24日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
埼玉病院長　関塚　永一

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　11

○第03208号（No.03208）

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　独立行政法人国立病院機構埼玉病院新外来・新病棟等新築整備工事基本・実施設計、工事監理業務委託

⑶　業務内容

・外来及び病棟の新築（６階建て22,000㎡程度）、既存外来（病棟含む）の改修(5,000㎡程度)、立体駐車場新築（600台程度）の基本・実施設計、工事監理業務

その他入札説明書、基本設計業務委託仕様書、実施設計業務委託仕様書、工事監理業務委託仕様書による。

⑷　履行期間　契約締結の翌日から平成30年５月30日まで。

⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

⑹　納入場所　独立行政法人国立病院機構埼玉病院

２　競争参加資格

⑴　平成16年度以降（次の①一、②に関しては設計業務が完了したものに、①二に関しては工事監理業務が完了したものに限る。）において、次の実績を有する者を配置すること。

①　設計業務の管理技術者（以下「管理技術者（設計）」という。）として配置する者は次の一の実績を、工事監理業務の管理技術者（以下「管理技術者（監理）」という。）については次の二の実績を有すること。なお、両者は同一の者であってもよい。

一　管理技術者（設計）については、新築又は増築で延床面積10,000㎡以上の病院の建物の実施設計について管理技術者又は主任担当技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。）を２件以上有する者。

二　管理技術者（監理）については、新築又は増築で延床面積7,500㎡以上の病院の建物の工事監理について管理技術者又は担当技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。）を１件以上有する者。

②　設計業務の主任担当技術者［建築意匠、建築構造、電気、機械］(以下「主任担当技術者」という。)として配置する者は次の実績を有すること。新築又は増築で延床面積7,500㎡以上の病院の建物の実施設計について管理技術者、主任担当技術者又は担当技術者（担当技術者としての実績の場合は下記の実績件数１件以上を３件以上と読み替える。）として担当した実績（現在所属する企業における実績かつ、同業種の実績に限る。）を１件以上有する者。

⑵　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第１項各号に掲げる者に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

⑶　次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止期間等を適用する。

一　契約の履行に当たり、故意に設計、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者